

個別公共事業の評価書（ダム事業）

平成24年6月11日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成23年9月30日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年3月30日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

事業評価関連リンク（http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

平成24年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	補助事業					4	4	3		1	
合計		0	0	0	0	4	4	3	0	1	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】
【ダム事業】
【補助事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
内ヶ谷ダム建設 事業 岐阜県	その他	344	559	491	1.1	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が想定される区域を含む長良川中上流域内に位置する関市、郡上市等6市1町では、平成12年から平成17年の間で、人口は微増、世帯数は増となっており、人口はほぼ横ばいにある。 ・亀尾島川沿川では、近年、水量の不安定さからポンプ取水の位置をたびたび変更するなど、かんがい用水の取水が困難となっている。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約53%(事業費ベース:総事業費340億円に対して) <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、平成15年度の再評価時に算定した事業費、工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約4億円増額、工期については平成37年度完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、2案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で内ヶ谷ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は内ヶ谷ダム案が優位と評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		
安威川ダム建設 事業 大阪府	その他	1,314	7,188	1,281	5.6	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が想定される区域を含む安威川流域の関係市区(東淀川区、吹田市、茨木市、摂津市、高槻市)では、平成12年から平成17年の間で、人口は微増となっており、人口は横ばい傾向にある。 ・安威川流域では、近年でも平成17年を以て、瀬切れによる濁水被害に幾度も見舞われている。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約65%(事業費ベース) <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、平成19年4月に変更した全体計画の事業費、工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費に変更がないこと、工期については概ね7年後の完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、3案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で安威川ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は安威川ダム案が優位と評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		
石木ダム建設事 業 長崎県	その他	285	305	241	1.3	<p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川棚川では、近年でも平成22年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和23年9月の洪水においては2,000戸(川棚町)、昭和31年8月の洪水においては801戸(川棚町)、昭和42年7月の洪水においては128戸(川棚町)、平成22年7月の洪水においては674戸(川棚町、波佐見町の合計)の浸水被害が発生している。 (※昭和23、31、42年の波佐見町の被害状況は不明。また、被害状況には土砂災害等も含む) ・また、濁水被害については、平成6年8月~H7年4月に断水延べ3,900時間(最大43時間連続断水)、給水制限264日間、平成17年7月に給水制限(減圧)8日間、平成19年11月~H20年4月に給水制限(減圧)160日間が行われている。 <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、8案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。 <p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発費として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要な開発費を確保することを基本として、6案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、4案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で石木ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は石木ダム案が優位と評価した。 	継続	水管理・国土 保全局治水 課 (課長 森北 佳昭)		

備間川総合開発事業(タイ原ダム) 沖縄県	その他	72	-	-	-	-	<p>・謝名堂川流域等では、近年でも平成6、10年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和58年9月の洪水においては、浸水被害41戸、平成6年5月の洪水においては、浸水被害41戸、平成10年10月の洪水においては、浸水戸数5戸の洪水被害が発生している。(※旧中里村全体の被害であり、謝名堂川流域以外も含む)</p> <p>・また、濁水被害については、謝名堂川水系では、近年でも、平成2、3、6、8、9年に農業用水の取水に支障が生じている。</p> <p>①事業の必要性等に関する視点 ・氾濫が想定される謝名堂川流域の久米島町では、平成18年から平成22年の間で、人口は減、世帯数は増となっており、人口は減少傾向にある。 ・謝名堂川水系では、近年でも平成9年等に農業用水の取水に支障が生じるなど、たびたび濁水被害見舞われている。 ・現在、用地買収中であり、平成23年3月現在で進捗率は約37%(事業費ベース:総事業費約56億円に対して)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成20年3月に変更した計画の事業費及び工期を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については約16億円の増、工期については約6年間で完成見込みであることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</p> <p>②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検証】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、5案の治水対策案を立案し、7つの評価軸について評価した。</p> <p>「流水の正常な機能の維持」 ・タイ原ダムで流水の正常な機能の維持として確保する計画であった既得かんがい用水の一部について、補給の緊急性が低くなったことが確認された。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】 ・目的別の総合評価の結果、河道改修(引堤)案が優位と評価した。</p>	中止	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北佳昭)
-------------------------	-----	----	---	---	---	---	--	----	-------------------------------

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検証結果の報告書」等に基づき作成している。
 ※2:備間川総合開発事業(タイ原ダム)については、備間川総合開発事業の一部(タイ原ダム)を中止するもの。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	ぎまがわ 儀間川総合開発事業 (タイ原ダム) ばる 沖縄県 (沖縄県島尻郡久米島町) <small>しまじりぐんくめじまちょう</small>	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修(引堤)案が優位であり、総合的に評価した検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：儀間川総合開発事業(タイ原ダム)については、儀間川総合開発事業の一部(タイ原ダム)を中止するもの。